

あいりハ訪問看護 広島南
(訪問看護・介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 あいりは株式会社が開設する、あいりハ訪問看護 広島南（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が指定（介護予防）訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が指定（介護予防）訪問看護として、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者等の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、以下の通りにする。

- 1 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- 2 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指していくものとする。
- 3 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 4 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

【本体】

名 称 あいりハ訪問看護 広島南

所在地 広島県広島市南区東雲本町 14 番 16-1 号

【サテライト】

名 称 あいりハ訪問看護 安芸

所在地 広島県広島市安芸区矢野東四丁目 4 番 18 号 矢野第 8 森本ビル 103 号室

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

- ①主治医との連絡調整及び報告

- ②訪問看護師の管理
- ③訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
- ④利用者の状態把握とサービスの査定
- ⑤利用者の看護方針、手順の作成
- ⑥利用者の記録保存・管理
- ⑦関係機関との連絡調整
- ⑧事業計画、事業報告の作成
- ⑨設備、備品等の衛生管理
- ⑩管理事務処理並びに経理処理

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する。

- ①利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ②訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施
- ③訪問看護実施内容の記録及び報告
- ④介護予防訪問看護計画の作成及び介護予防訪問看護の実施
- ⑤介護予防訪問看護実施内容の記録及び報告
- ⑥必要に応じ主治医との連絡調整
- ⑦管理者への協力

(3) 事務職員 1 名以上
必要な事務を行う。

(営業日・営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

【本体】

- (1) 営業日
原則として月曜日から金曜日までとする。但し、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

【サテライト】

- (1) 営業日
原則として月曜日から金曜日までとする。但し、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定（介護予防）訪問看護の提供方法)

第 6 条 指定（介護予防）訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した指定（介護予防）訪問看護指示書（以下「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して（介護予防）訪問看護計画書を作成し、

指定（介護予防）訪問看護を実施する。

- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師の指示書の交付を求めるように助言する。
- 2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定（介護予防）訪問看護の内容)

第7条 指定（介護予防）訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

- 1 介護保険指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その一割、または二割、三割の額とする。
 - 2 要介護の認定を受けていない方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律 第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。
 - 3 要介護の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方（健康保険証をお持ちの方）は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
 - 4 1以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。
 - 5 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
 - 6 利用料金は原則として、金融機関への振込とするが、利用者の希望により、訪問時毎、または、1ヶ月毎の集金も可能とする。
 - 7 指定（介護予防）訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定（介護予防）訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
 - 8 その他の利用料金は以下の通りとする。
- (1) 介護保険
 - ①通常の事業の実施地域（第9条に定める地域）を越えて行う介護保険指定（介護予防）訪

問看護に要した交通費

②利用者の申出による死後の処置にともなう費用

③利用者の申出によるキャンセルにともなう料金

①②③は、別添利用料金表の通りとする。

(2) 医療保険

①通常の事業所の護に要した実施地域（第9条に定める地域）を越えて行う訪問看護交通費

②利用者の申出による休日または17時半以降の営業時間外に訪問した際の訪問看護料金

③利用者の申出による長時間に当たる訪問料金

④利用者の申出による死後の処置にともなう費用

⑤利用者の申し出によるキャンセルにともなう料金

①②③④⑤は、別添利用料金表の通りとする。

- 9 料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名、捺印をしてもらうこととする。

(介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域)

第9条 介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、広島市佐伯区、西区、南区、中区、東区、安芸区、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安佐南区、呉市焼山とする。

(衛生管理)

第10条 管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 管理者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を6月に1回以上実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した訪問看護等に関して、市町村からの文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに広島県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 事業所は、訪問看護等の提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁

護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用者に対し身体的拘束等を行う場合の措置)

第16条 利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件等に関する事項は以下の通りとする。

- (1) 従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施等、身体的拘束等廃止のための体制
- (2) 身体的拘束の必要性(切迫性、非代替性、一時性)を判断するための手順
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者と家族への説明
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者と家族への説明
- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録

(業務継続計画の策定)

第17条 事業所は、非常災害管理について、委員会を設置し、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定(介護予防)訪問看護の提供を確保する観点から、職場及び業務上において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、あいは株式会社と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 1 月 18 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 3 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 3 月 15 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 15 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 5 月 17 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 7 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 13 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 16 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 10 月 5 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 12 月 4 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 3 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 5 月 16 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 7 月 16 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 12 月 10 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 3 月 16 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 8 年 2 月 1 日より施行する。